記者資料提供(平成25年3月5日)

環境局環境創造部環境保全指導課 岸本、望月

TEL:078-322-6420 (内線:3629)

土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 〈中央区栄町通7丁目〉

1. 概要

中央区栄町通の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壌汚染状況調査により、土地の一部で鉛が土壌の指定基準を超過していたとして、土壌汚染対策法(以下「法」という。) 第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は既存施設のコンクリート等で覆われており、飛散等による土壌の直接摂取のおそれはないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、汚染土壌の掘削除去が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- (1) 指定する区域 中央区栄町通7丁目1番5の一部 面積500平方メートル (別図のとおり)
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成25年3月5日
- (4) 指定する特定有害物質 鉛及びその化合物
- (5) 指定の理由

土壌の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

- (1) 申請者(土地所有者) 株式会社ゆうちょ銀行
- (2) 申請者が行った自主的な土壌汚染状況調査結果の概要
 - •調査対象物質

特定有害物質全25物質

・土地の地歴調査結果

当該土地は宅地・商社等として使用され、昭和 46 年建築の建物は平成 24 年まで事務所 として使用されていた。現在、建築物の取り壊し中である。

・土壌の測定結果

鉛及びその化合物の含有量で最大450mg/kg(指定基準値150mg/kgの3倍) 鉛及びその化合物の溶出量基準及びその他の特定有害物質については基準適合

・土壌汚染の原因

基準を超過した特定有害物質は、申請者の行った土壌汚染対策法に基づく地歴調査では使用等がなかった物質であり、原因は特定できていない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された500平方メートル(5単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は既存施設のコンクリート等で覆われており、工事囲いが設置され一般の人が立ち 入る土地ではないため、汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地では土壌溶出量は基準に適合しており、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地所有者は基準不適合土壌の掘削除去を予定していることから、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

土壌汚染の除去の確認後、形質変更時要届出区域の指定を解除する。

く資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定 めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

十壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

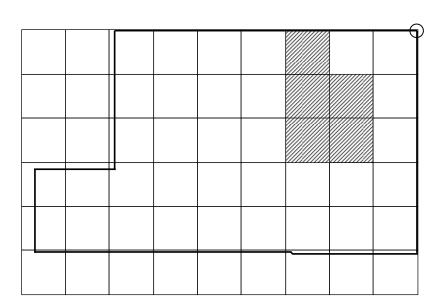
鉛

着白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000 mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

位置図



指定区域図





○ 起点

敷地境界線

形質変更時要届出区域

<起点>

起点は中央区栄町通7丁目1番5敷地北側境界石標とする。

<格子の回転角度>

31° 29′ 37″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。